



県章

# 山形県公報

平成30年9月25日（火）

第2981号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…929

### 公 告

○鳥獣保護区特別保護地区指定の予定……………（みどり自然課）…930

○県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第708号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成30年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社

神奈川県横浜市中区山下町1番地

2 届出の内容

(1) 指定構造計算適合性判定機関の住所の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
神奈川県横浜市中区山下町1番地	神奈川県横浜市中区山下町22番地	平成29. 8. 1

(2) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
東京都千代田区神田駿河台二丁目8番	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地	平成30. 9. 3
神奈川県横浜西区高島二丁目19番12号	同 左	

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成30年10月9日まで縦覧に供する。

平成30年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し、ブナ、アオモリトドマツ、ナナカマド、ミズナラ等の多彩な樹林が分布している。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、坊平高原の仙人沢から、標高1,500メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯までの地域は、標高が高くなるにつれ、ブナ・ミズナラ群落、アオモリトドマツ・ダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く残されており、国内希少野生動物種のイヌワシの生息も確認されている。

また、ブナの天然林が残されている上市市坊平地区は、県が「野鳥の森」を設置し、野鳥愛護の普及啓発の場として重要な位置付けをしており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、蔵王鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 登山者等によるゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成30年9月25日から同年10月9日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下 の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 19 -28	同	77.0	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6 -6	同	58.0	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	63.5	5	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同	同	同	71.5	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	64.2	1	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	2LDK	69.3	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 3号	同 23 -60	同	69.3	3	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同	同	3DK	69.3	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 大西町住宅	同 大西町21 -9-2	同	68.3	1	同	24,400	28,200	32,200	36,400	41,600	48,000	
同 川南アパ ート1号	同 酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400	



同	同	同	64.2	1	同	16,500	19,100	21,800	24,600	28,200	32,500	単身可
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同 遊佐アパー ト	同 鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	2	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年10月3日から同月10日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、平成30年10月10日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成30年12月上旬

## 正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成30. 3. 20	第2928号	244	下から16	第24条」を「第24条から第26条まで及び第27条	及び第24条から」を「、第24条から第26条まで及び第27条から
同	同	同	下から15	第24条」を「第24条から第26条まで、第27条	第31条」を「第26条まで、第27条から第31条
同	同	同	下から12	第24条」を「第24条から第26条まで、第27条	第31条」を「第26条まで、第27条から第31条
同	同	245	下から12	」を「第25条、第26条、第27条	から」を「第25条、第26条、第27条から
同	同	246	13	」を「第25条、第26条、第27条	から」を「第25条、第26条、第27条から
同	同	同	下から10	」を「第25条、第26条、第27条	から」を「第25条、第26条、第27条から

平成30年9月25日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年9月25日発行 発行人 山形県